

農作業の標準賃金

田植は5,000円

農業委員会では、農業労働賃金の適正化をはかるため53年度農作業の標準賃金を次のように決定しました。

項目	金額	備考	
労働賃金	田植	5,000円	
	稲刈	5,000円	実労働8時間1日当りの男女賃金
	畑作業一般	3,500円	
機械	耕運機による水田起耕	(107-ル当り) 5,000	オペレーター付賃作業料金、耕深15cm以上
	耕運機による水田代かき	(107-ル当り) 4,500	オペレーター付賃作業料金
機械	農業用トラクターによる耕耘	(107-ル当り) 5,000	25PS級
	機械田植	(107-ル当り) 4,700	オペレーター付賃作業料金 苗費は含まない
機械	機械刈取	(107-ル当り) 6,400	オペレーター付賃作業料金 結束用縄を含む
	機械脱穀(ハーベスト)	(107-ル当り) 4,400	オペレーター付賃作業料金 補助者賃金は含まない
機械	機械刈取脱穀(コンバイン)	(107-ル当り) 12,400	オペレーター付賃作業料金(補助者賃金は含まない) 乾燥場までの搬送搬費は含まない
	育苗施設	(1箱当り) 550	緑化まで、種もみ代は含まない
賃金	ライスセンター(乾燥から調整まで)	(1畝当り) 1,700	水分25%もみの場合
	刈取・脱穀・玄米まで	(107-ル当り) 27,500	



五月一日から六月三〇日まで「赤十字運動月間」です。

皆さんは日本赤十字社がどのような活動を行っているか、ご存知ですか。国際的な救護活動や、血液事業、災害救護活動、家庭看護法や、救急法などの講習、看護婦の養成など、すべて私達の日常の暮らしに直接つながった活動をしています。

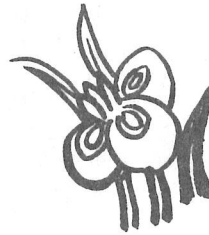
しかし、これらの事業の

参加しよう赤十字

あなたの善意がくらしに生きる

経費は、皆さま方に日本赤十字社の社員に加入していただき、その社員の方々の納める資金(社費)年額三〇〇円)によってまかなわれているのです。

赤十字の奉仕者が、近日常にあなたのお宅を訪問いたしますので、是非この機会に一人でも多くの方がご加入下さるようお願いいたします。



小作料の標準額が改訂

農業委員会

農業委員会では、昭和四十五年十月一日以降に農地の賃貸借契約(小作契約)を締結したものに

農地の区分	小作料の標準額	区	107-ル当り基準収穫量
田の部分A	(円) 27,000	木戸台(C地区の字を除く)小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、取立、長倉(C地区の字を除く)姥山(C地区の字を除く)遠山、中台(C地区の字を除く)牛熊、谷台、古川、両国新田、横芝	水稲 514kg
		栗山、鳥喰新田(C地区の字を除く)鳥喰上(C地区の字を除く)鳥喰下(C地区の字を除く)屋形、新島、北清水	498kg
C	23,500	坂田池(D地区の字を除く)木戸台のうち字里根、井戸之下、仲谷、後谷、谷部田、長倉のうち字洞口後田、姥山のうち字東野中、下柳谷、中台のうち字下大井戸、鳥喰新田のうち字南新田、車田、大正、南沼、一本松、稲荷、長島、道祖神、明治、鳥喰上のうち字庚申、桜島、松ヶ島、中原、大明、鶴池、鯉沼、鳥喰下のうち字金平野、曾根下、蓮池、桜前、稲市、平立、松岡	488kg
		坂田池のうち字溜池	437kg
畑の部分A	15,000	横芝上塚地区	落花生 233kg
		大総地区	225kg

いて、利用関係の適正化を図るため小作料の標準額を設定していますが、今回生産費および農産物の価格などの変動に伴い、次のとおり改訂しました。

(※この標準額は、四十五年十月一日以降新たに小作契約したものに適用するものです。詳細は農業委員会にお問合せ下さい。)